

琉球大学における臨床研究に関する講習の受講について

●受講義務

厚生労働省や文部科学省が制定した「臨床研究法」「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」および学内規則等において、臨床研究に携わる者（以下、「研究者等」という。）は臨床研究に必要な教育を受けることが求められています。これに基づき、琉球大学では、**研究者等はあらかじめ臨床研究に関する講習を受講する必要があります。**

●対象者

受講が必要となるのは、臨床研究の実施責任者及び実施分担者（**教職員、医員（研修医）、看護師、薬剤師、各種技師、大学院生、学部生、他**）です。

●対象となる講習

倫理審査委員会が指定する講習を受講する必要があります。なお、講習の開催は年に3回程度を予定しております。開催が決まり次第各学部及び医学部各講座へお知らせいたします。

※ e-ラーニングは倫理教育の対象となりません。

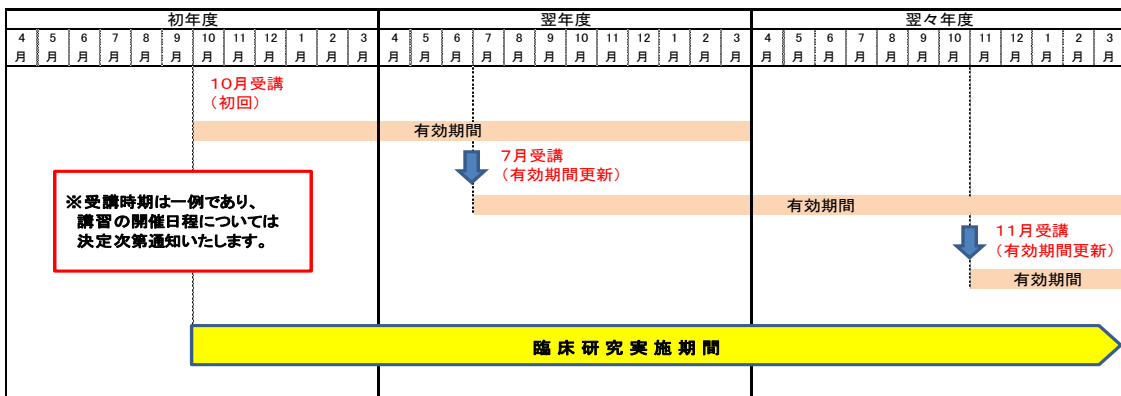
※ 他大学から琉球大学へ異動してきた場合など、既に他の機関で倫理講習を受講している場合は、受講歴を確認できる書類および講習内容が分かる資料を提出いただくことで、倫理教育を受講したとみなせる場合がありますので、下記連絡先までご相談ください。

※ ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施者等は、臨床研究倫理レクチャーの他、ヒトゲノム・遺伝子解析教育レクチャーの講習受講が必要です。

●有効期間

受講歴は、**受講した年度の翌年度末まで有効**です。臨床研究に携わっている期間中は、有効期間が切れる前に**毎年度1回**受講する必要があります。

< 例 >



●お問い合わせ先

上原キャンパス事務部企画課 企画・研究推進室 臨床研究係

TEL : 098-895-1542 (内線 : 1542、2017) 、メールアドレス : krinken@acs.u-ryukyu.ac.jp